平成２６年（フ）第５３１号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1744番地149
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２５号
栃木県鹿沼市富岡90番地32
破産者　有限会社丸佳藤田園
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2241番地１アルパ宝積寺103号室
破産者　デザート合同会社
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０３号
栃木県さくら市喜連川1085番地３　市営ひばりヶ丘住宅31、前住所栃木県さくら市氏家3523番地62　パークスアヴェニューＣ202
破産者　手塚みや子
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９８号
東京都足立区保木間２丁目12番28号
破産者　株式会社グリーンエステート
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６６号
東京都足立区神明南１－14－３－203、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区川和町2587番地
破産者　株式会社セリュー
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０１３号
神奈川県横浜市金沢区平潟町27―23　ベイサイド平潟Ｂ棟２Ｆ、開始決定時の住所神奈川県横浜市金沢区乙舳町15―14
破産者　秋武　一裕
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２０４号
東京都江戸川区江戸川５丁目35番地12
破産者　株式会社アルビー
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６７９号
埼玉県川口市朝日６丁目17番７号
破産者　有限会社グリーンガーデン・スズキ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８０号
埼玉県川口市朝日６丁目16－２－201
破産者　鈴木　一也
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０２９号
東京都荒川区南千住６丁目５－２
破産者　山口　　忠
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０２１号
東京都西東京市南町１丁目14―２―201
破産者　大久保和樹
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２４３号
埼玉県富士見市西みずほ台１－20－８　７Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区田柄４丁目９番11号
破産者　株式会社畠山工務店
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８４６号
東京都目黒区大岡山１丁目31番15―603号
破産者　株式会社目黒ＨＳ
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０２８号
東京都新宿区北町２番地　サンライズ牛込台101号
破産者　株式会社永野管理
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０８９号
東京都文京区小日向１丁目５番22号
破産者　株式会社北陸製袋
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０９０号
東京都江東区辰巳１丁目５－17―403
破産者　北川　千廣
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０９１号
東京都江東区辰巳１丁目５－17―403
破産者　北川眞佐子
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０９２号
東京都江東区辰巳１丁目５－17―403
破産者　北川　伊織
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１４０号
東京都練馬区大泉町３丁目36番８号
破産者　株式会社バンビーコーポレーション
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１４７号
東京都渋谷区恵比寿西２丁目９番９号
破産者　有限会社ティー・オー・エム
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１４８号
東京都世田谷区砧８－６－23　小林アパート２階、住民票上の住所東京都大田区多摩川１丁目23－３
破産者　猪股　基昭
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部